

プレスリリース

平成19年10月12日
農 林 水 産 省

株式会社赤福が販売した商品（商品名「赤福餅」）
における不適正表示に対する措置について

◎概要

- 1 株式会社赤福（本社：三重県伊勢市宇治中之切町26番地。以下「赤福」という。）は、①自社工場が製造し製造年月日及び消費期限を表示した商品（商品名「赤福餅」。以下「赤福餅」という。）のうち、販売店に出荷しなかつた商品（以下「出荷残」という。）を冷凍した上で、注文に応じて解凍、再包装し、この再包装した日を新たな製造年月日として、製造年月日と消費期限を表示するという不適正な表示を長期間に行っていたこと②原材料表示について、使用した原材料の重量順に「砂糖、小豆、もち米」と表示すべきところ、長期間にわたって「小豆、もち米、砂糖」と表示していたことを確認しました。
- 2 このため、本日、赤福に対して、JAS法第19条の14第1項の規定に基づき指示を行いました。

1 経 過

1 9月19日、農林水産省東海農政局（以下「東海農政局」という）が赤福本社、本社工場及び名古屋工場に、農林水産省近畿農政局が大阪工場にそれぞれ任意調査を行い、9月26日及び10月3日、東海農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが赤福本社、本社工場に対し立入検査を行いました。

2 この結果、赤福が以下の行為を行っていたことを確認しました。

(1) 製造年月日の改ざん

① 赤福餅の出荷残を冷凍した上で、「まき直し」と称し、必要に応じて解凍、再包装し、この再包装した日を新たな製造年月日として表示し、この日を起点として新たに消費期限の表示を行っていたこと

② 「出荷残」には、以下の5形態があること
ア 本社工場の赤福餅製造ラインにおいて包装された赤福餅（製造・包装後、製造年月日、消費期限等が表示がされたものをいう。以下「包装済赤福餅」という。）の一部を、直接、同工場の冷凍庫に入れたもの

イ 包装済赤福餅を本社工場の製品ストック場に一時保管したのち、同工場の冷凍庫に入れたもの

ウ 本社工場から各販売店舗に配送後、配送車に残った包装済赤福餅を、赤福本社工場に持ち帰り、製品ストック場に一時保管した後、冷凍庫に入れたもの

エ 本社工場から大阪工場に配送した半製品（餡・餅）を使用して大阪工場で製造した包装済赤福餅を、同工場の冷凍庫に入れたもの

オ 本社工場から大阪工場に配送した赤福餅を、同工場が各販売店舗に配送後、配送車に残ったものを冷凍庫に入れたもの

③ 少なくとも①の商品を平成16年9月1日から平成19年8月31日までの間に、6,054,459箱（総出荷量の約18%）出荷していたこと。
またこれ以外にも

①の商品を長期間にわたり、日常的に販売していたこと

(2) 不適正な原材料表示

赤福餅の原材料表示について、使用した原材料の重量順に「砂糖、小豆、もち米」と表示すべきところ、少なくとも加工食品品質表示基準施行後（平成12年3月）から現在まで「小豆、もち米、砂糖」と表示していたこと。

II 措置

当該商品において事実を誤認させるような製造年月日を表示したことは、JAS法第19条の13第1項の規定により定められた加工基準第6条第3号に規定する表示禁止事項に該当し、また原材料の表示について、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示しなかったことは加工基準第4条第1項第2号アの規定に違反（別紙1参照）するものであることから、赤福に対し、JAS法第19条の14第1項の規定に基づき指示（別紙2参照）を行いました。

問い合わせ先：消費・安全局表示・規格課
担当者：藤井、椎名、西田、井手
電話：03-3502-8111（内4486）
夜間直通：03-3502-7804
当プレスリリースのホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

- 加工食品品質表示基準
(平成12年3月31日農林水産省告示第513号) (抜粋)

(表示の方法)

第4条

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。(以下省略)

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような表示
- (3) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- (4) 屋根型紙パック容器の一端の一部を一箇所切り欠いた表示(別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。)

株式会社赤福に対する指示の内容

- 1 株式会社赤福を表示責任者として販売しているすべての商品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社赤福が、赤福餅に事実を誤認させるような製造年月日を表示したこと及び原材料名表示が重量の割合の多いものから順に表示しなかったことの主たる原因として、株式会社赤福における加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に対する認識不足があると考えざるを得ないことから、これを踏まえて、原因の究明・分析を行うこと。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社赤福において品質表示の考え方を見直す等の再発防止対策を実施すること。
- 4 株式会社赤福の全役員及び従業員に対して、品質表示についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4に基づき講じた措置について、平成19年11月12日までに農林水産大臣あて提出すること。

「赤福」に係る立入調査の結果概要について

平成 19 年 10 月 19 日及び 21 日に、赤福本社・本社工場、名古屋工場及び大阪工場並びに関連会社に対して立入調査を実施した結果、概要は以下のとおりです。
赤福に対しては、10 月 12 日に JAS 法に基づき指示・公表をしたところですが、当省からの質問に対して、10 月 18 日、赤福からの回答書が提出されたことから、これらの事実を確認するため調査を行いました。

1 まき直し（解凍・再包装）

- 赤福餅の出荷残商品のほか、店頭売れ残り返品についても、赤福本社工場、名古屋工場及び大阪工場（以下「各工場」という。）において、日常的に、冷凍保管し、必要に応じて解凍、再包装をし、この再包装をした日を新たな製造年月日として表示し、この日を起点として新たな消費期限の表示を行っていたこと。
- さらに、一部について、繁忙期等に、再包装した日の翌日の日付を新たな製造年月日として付し、消費期限を 1 日伸長していたこと。

2 製造年月日及び消費期限表示の改ざん

赤福餅の店頭売れ残り返品又は出荷残商品について、各工場において、冷凍しないまま、再包装し、1 日後の製造年月日及び消費期限を付して再出荷していたこと。

3 製造年月日及び消費期限の先付け

- 当日出荷される赤福餅について、各工場において、日常的に、前日に製造しその翌日の日付を製造年月日として付し、消費期限を 1 日伸長していたこと。また、朔日餅（注：朔日餅とは 2 月～12 月の各月 1 日に販売する季節の餅）の一部について、本社工場では、同様の行為を行っていたこと。
- 当日製造した赤福餅について、各工場において、日常的に、製造日後の特定の日を製造年月日として付して、冷凍保管し、特定の日には解凍し出荷していたこと。

4 表示と内容物の食い違い

- 赤福餅について、冬期に糖類加工品（砂糖、植物性たん白及びトシハローヌの加工品）を使用していたにもかかわらず、「糖類加工品」と原材料に表示していなかったこと。
- 朔日餅のすべてについて、使用した原材料の重量順に原材料表示を行っていないことがあったこと。

5 その他

赤福餅の店頭売れ残り返品について、餡（むきあん）と餅（むきもち）に分離し、本年1月までその大部分を再利用していたこと。
具体的には

- ・ 餡については、平成12年まで一部を赤福餅の餡に再利用し、それ以降は、約50%を関連会社に販売していたこと。
- ・ 餅については、60%～90%(平均68%)を赤福餅の餅に再利用していたこと。

6 今後の対応

1から4までの不適合表示については、JAS法違反(加工食品品質表示基準第6条第3号の内容物の誤認、同基準第4条第1項第2号アの不適正な原材料表示)に該当するものであり、10月12日に指示した事項と合わせて、改善策を講じて報告するよう指示したところです。

お問い合わせ先

農林水産省
代表：03-3502-8111

消費・安全局 表示・規格課 食品表示・規格監視室
担当：藤井、椎名、西田、小塚
内線：4486
ダイヤルイン：03-3502-7804

当資料のホームページ掲載URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成19年8月8日
農 林 水 産 省

こんにやく入りゼリーに関する調査結果について

【概要】

本年3月及び4月に、こんにやく入りゼリーに起因する児童の窒息事故が発生したことを受けて、農林水産省は、事故の再発防止に向けた取組に資するため、
(1) 菓子製造業界、こんにやく製造業界及び流通業界を対象とした、こんにやく入りゼリーの製造・販売の実態、販売時等における窒息事故防止対策に関する調査(調査1)、
(2) ミニッツタイプのこんにやく入りゼリー50商品を対象とした物性の測定及びその他の商品を含む58商品を対象とした注意表示に関する調査(調査2)、
を実施しました。
このたび、調査結果を別紙のとおりとりましたので、お知らせします。
なお、これら調査結果については関係業界が事故防止に向けた取組に活用できるよう、広く周知することとしております。

【調査結果】

- 1 調査1
こんにやく入りゼリーの製造・販売状況及び窒息事故防止対策の実施状況の調査の結果について【別紙1及び2】
- 2 調査2
こんにやく入りゼリーの物性の測定及び注意表示に関する調査の結果について【別紙3及び4】

問い合わせ先

- 調査1 総合食料局食品産業振興課
担当:藤田、中世古
代表:03-3502-8111 (内線4157)
直通:03-3502-5747
生産局特産振興課
担当:小原、高田
代表:03-3502-8111 (内線4845)
直通:03-6744-2117
- 調査2 消費・安全局消費・安全政策課
担当:古畑、中野
代表:03-3502-8111 (内線4451)
直通:03-3502-5722

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

こんにやく入りゼリーの製造・販売状況及び窒息事故防止対策の
実施状況の調査の結果について（概要）

平成 19 年 8 月 8 日
総合食料局・生産局

1 趣旨

本年3月及び4月に、こんにやく入りゼリーに起因する児童の窒息事故が発生したことを受けて、本年6月に、こんにやく入りゼリーの製造・販売の実態、こんにやく入りゼリー販売時における窒息事故防止対策等について、菓子製造業界、こんにやく製造業界及び流通業界に対して、緊急的に調査を実施しました。

2 調査対象者及び調査方法

菓子製造業、こんにやく製造業及び流通業を対象に関係する 16 事業者団体を通じてアンケート調査を実施しました。（本調査は所管する関係団体を通じた調査であるため、全てのこんにやくゼリー製造・販売業者、商品アイテムを網羅したものではありません。）

3 調査時期

平成 19 年 6 月

4 調査結果の概要

(1) 回答者の概況

- ① 回答のあった企業は 29 企業となっており、このうち自らこんにやく入りゼリー一の製造を行っている製造者が 22 企業、他の事業者に製造委託を行っている販売者が 6 企業、輸入を行っている輸入者は 1 企業でした。
- ② 回答のあった 29 企業のこんにやく入りゼリーの年間総販売額は、約 108 億円でした。
- ③ 回答のあった 29 企業のうち、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーを製造・販売している企業は、12 企業でした。

(2) 窒息事故防止対策

① 注意表示の実施状況

ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーを製造・販売している 12 企業全てにおいて外袋等に窒息事故防止のための注意表示が行われていました。また、小さな子供やお年寄りに配慮した注意表示も 12 企業全てで行われていたが、「子供に与えない」、または「子供に不向き」との表示は 4 企業でした。

② 製品設計等の工夫

ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーを製造・販売している 12 企業のうち、10 企業において、こんにやく粉の含有量を減じる、ゼリーを取り出しやすい容器とする等窒息事故防止のための製品設計上の工夫が行われていました。

(3) 新たな対応

平成 19 年 5 月 23 日の国民生活センターの事故事例公表後、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーを製造・販売している 12 企業において、こんにやく粉の配合量の減少や注意表示の見直し等、窒息事故防止のための追加的措置が取られています。

また、5 企業においては、こんにやく入りゼリーの製造・販売自体を中止した、または中止する予定としてしています。

こんにやく入りゼリーの物性の測定及び注意表示に関する調査の結果について (概要)

平成 19 年 8 月 8 日
消費・安全局

本年 3 月及び 4 月にこんにやく入りゼリーに起因する児童の窒息事故が発生したことを受け、関連する食品事業者による事故の再発防止に向けた取組に資するため、ミニカツプタイプのこんにやく入りゼリーのかたさや弾力などの物性の測定及び商品の注意表示に関する調査を実施し、その結果得られた科学的な情報等を食品事業者に提供しました。

1 実施方法

- (1) こんにやく入りゼリー (50 商品) を圧縮し、ゼリーが破断するまでにかかった力とそれまでに圧縮した距離を測定し、①国民生活センターが実施した測定結果との比較、②解析結果と商品の表示に記載された事項との関連についての考察を行いました。
- (2) こんにやく入りゼリー (58 商品) の包材及び個別容器に記載されている注意表示の状況について整理・解析しました。

2 結果と考察

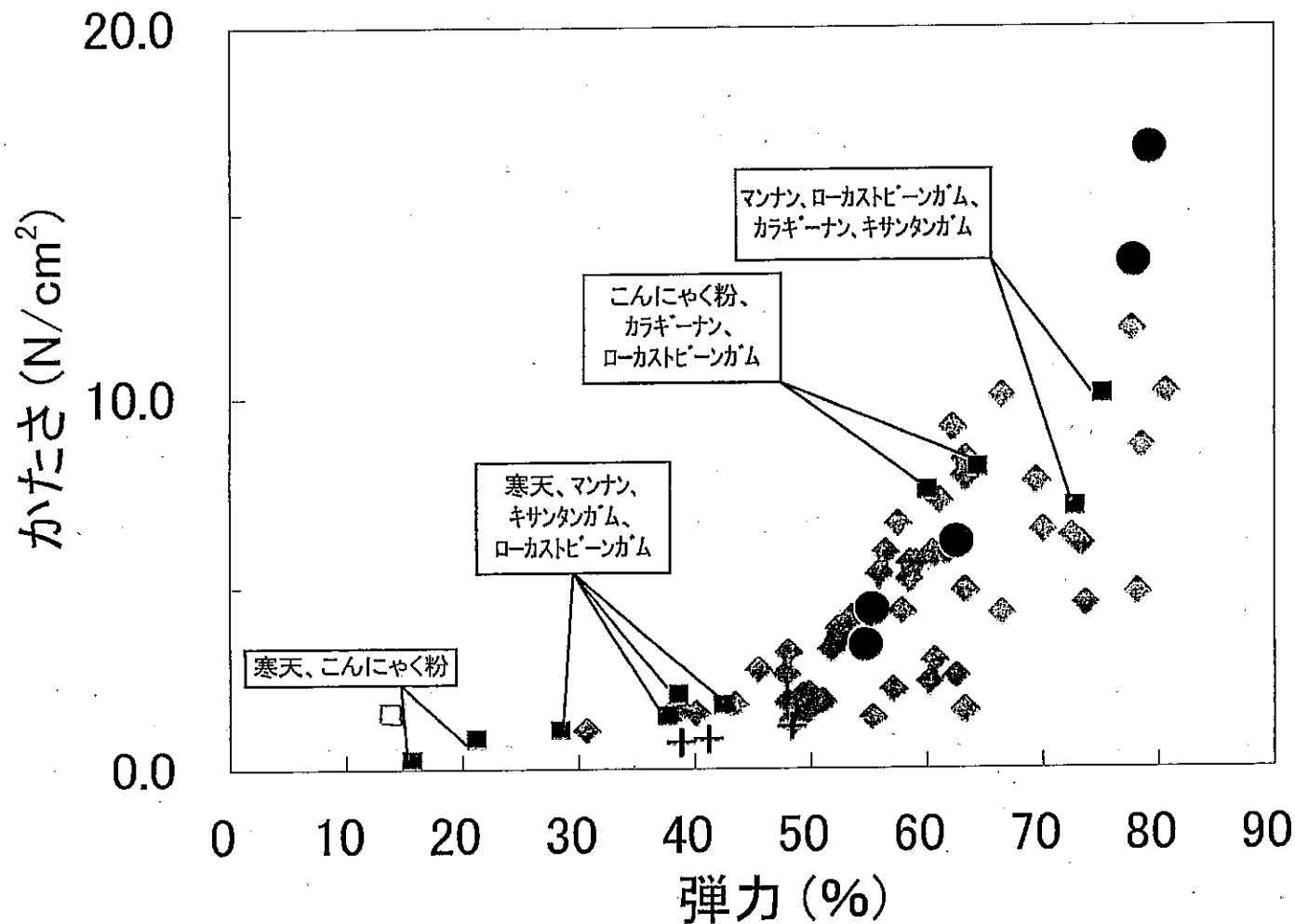
(1) 物性の測定

- ① 平成 7 年に国民生活センターが測定した結果に比べ、かたさ及び弾力共により高い値を示した商品が多く、著しくかたさ、弾力が高い商品もありました。一方、かたさ及び弾力が以前に比べて低い商品も認められました (これらの結果は、平成 19 年 7 月 5 日に国民生活センターが公表した測定結果と同様の傾向を示しました)。
- ② 使用されるこんにやく粉 (マノンソ) の含量並びにゲル化剤の組合せからゼリーの物性に影響を及ぼすことが明らかになったことから、食品事業者がゼリーのかたさや弾力について今後の改善策を検討する場合には、それらに十分注意を払う必要があります。

(2) 注意表示に関する調査

- ① 注意表示は、約 9 割の商品に記載されていましたが、外袋の表側ではなく、全て裏側に記載されていました。「子供に与えない」、または「子供に不向き」と記載されているものは、約 3 割でした。事故を回避する方法については、「よくかむ」、 「吸い込まない」、 「小さく切る」 など、約 8 割で記載がありました。
- ② 個別の容器に注意表示が記載されていたものは、約 3 割でした。
- ③ 食品事業者が注意表示等について改善策を検討する場合には、外袋の表側への注意表示の記載、子供や高齢者へ与えることに対する注意表示の強化、個別容器への注意表示の記載の徹底等に留意する必要があると思われます。

こんにゃく入りゼリー調査結果の解析



- ◆こんにゃくゼリー(H19調査)
- 事故品と同じ商品(H19調査)
- 使用したゲル化剤等が判明したもの(H19調査)
- +「ソフトタイプ」表示(H19調査)
- 寒天ゼリー(H19調査)

※ゼリーが完全に破断するまでにかかった力(N/cm²)と、それまでにプランジャーがゼリーを圧縮することで生じたひずみ率(%)との関係で解析

平成 19 年 9 月 20 日
全国こんにやく協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
全 日 本 菓 子 協 会

【概要】

本年3月及び4月にこんにやく入りゼリーに起因する7歳児の死亡事故が相次いで発生したこと等を受けて、関係業界といたしましては、これらの事故がお子様と高齢者の方に再発している事態を深刻に受け止め、今後このような事故が再び起きることのないよう対策の検討を重ねて参りました。

今般、事故の再発防止のためには、消費者に警告、注意メッセージが明確に伝わる必要があるとの観点から、一口タイプのこんにやく入りゼリーがお子様や高齢者の方には不向きであることを表す統一マークを袋のおもて面に「警告マーク」として表示するとともに、袋の裏面に統一的な表示を行うことにより事故防止への取組みを徹底して参ります。

報道各社におかれましては、本対策についてご理解をいただきますとともに、周知徹底に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【対策の内容】

- (1) 袋のおもて面に、お子様や高齢者の方には不向きであることを表す「警告マーク」を付けるとともに、あわせて“お子様や高齢者の方はたべないでください”というメッセージを表示してマークの意味を伝えます。さらに、“こんにやく入りゼリー”と表示して、商品がこんにやく入りであることを明確にします。(図柄 別紙)
- (2) 袋裏面には赤字の中に赤字で、次の表示を行います。
 - ① お子様や高齢者の方は、のどに詰まるおそれがありますので、食べないでください
 - ② 万が一、のどに詰まった場合には、うつぶせにして背中をたたいて吐き出させてください
 - ③ お子様の手の届かないところに保管してください

【実施時期】

本年10月から開始し、平成20年1月末までに全ての切替えを完了します。

*なお、こんにやく入りゼリーの事故防止対策の詳細については添付の書類をご覧ください。

警告マーク

最低表示サイズ
幅円: 縦径20mm

じゆん501・14ポイント長体60%



20mm

じゆん34・8ポイント正体

■ BL100% ■ DIC157
(M100%・Y100%) このマークは、アビエイタストローラー車にて加工が困難です

本マークは、3団体が使用し、推奨するマークです。こんにやく入りゼリーを製造、販売、輸入される企業の方はお使いください(無償)。
なお、使用される場合には、所定の使用願いを提出していただく必要がありますので、次のところにお問合せください。

<問合せ先>

全国こんにやく協同組合連合会

東京都千代田区神田多町2-11-5

電話 03-3256-0903

FAX 03-3256-0919

全国菓子工業組合連合会

東京都港区南青山5-12-4

電話 03-3400-8901

FAX 03-3407-5486

全日本菓子協会

東京都港区新橋6-9-5 JBCビル

電話 03-3431-3115

FAX 03-3432-1660